

上峰町中心市街地活性化事業地の現金自動預払機設置等事業募集要項

上峰町中心市街地活性化事業地の現金自動預払機設置等事業の実施手続きについて募集要項を定める。

1 事業名

上峰町中心市街地活性化事業地の現金自動預払機設置等事業

2 目的

上峰町が実施している中心市街地の活性化を目的とした事業（以下、「上峰町中心市街地活性化事業」という。）敷地内に整備された商業施設に現金自動預払機を設置し、町民が日常の生活圏での入出金が可能となることにより、町民生活の利便性の向上を目的とする。

3 事業概要

- (1) 事業内容 現金自動預払機設置及び管理・運営
- (2) 現金自動預払機設置予定台数 1台
- (3) 設置時期 協定締結の交渉時に定める。
- (4) 設置予定箇所
 - ① 面積 約 12.5 m²（機械室等含む。）
 - ② 間口 約 3.5m
 - ③ 奥行 約 3.3m
 - ④ 高さ 約 2.4m

4 事業期間

協定締結の日から令和9年3月31日まで

（事業の都合により協議のうえ期間を短縮又は延長することがある。）

5 実施方法

本事業の実施にあたっては、参加資格要件を満たす金融機関を募集し、審査において、選定した者と協定締結及び預託を行い、預託金の運用益を設置・維持に係る費用充てることとする。

6 参加資格要件

本事業に申込みをする者は、本店の所在地が佐賀県内にある金融機関とし、次の各

号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 直近年度の国税(法人税及び消費税)、都道府県民税(事業税及び都道府県民税)及び市町村民税すべての納税において未納がないこと。
- (3) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号。)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 当町発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものでないこと、並びに次の②か⑦に掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ② 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

7 参加申込書類

- (1) 申込書(様式1)
 - ① 財務状況等は、添付書類の事業概要書類(ディスクロージャー等)を基に記載し、その事業概要書類は最新のものとする。
 - ② 預託希望額は、設置・維持に係る費用を基に算出するものとする。
(注) 町の財政状況等により希望額に応じることができない場合は、協議により定める。
- (2) 指定金融機関等の指定状況一覧(様式2)

佐賀県内の地方公共団体(佐賀県を含む。)において指定金融機関等として指定を受けている地方公共団体名を列記し、その順は問わない。
- (3) 誓約書(様式3)

8 報告及び検査

(1) 定期報告

預託金受領後は、毎月末時点での預託金に係る残高証明書の発行を行い、預託の状況報告を行うものとする。なお、残高証明書の発行に要する費用は無償とする。

(2) 随時報告・検査

必要があると認めるときは、事業状況その他必要な事項について、報告を求め検査することができる。

8 個人情報等の保護

本事業においては、上峰町個人情報保護法施行条例及びその他関係法令等に基づき、事業を通じて知り得た情報は、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。

また、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。また、事業完了後も同様とする。

9 その他

現金自動預払機設置等に関しては、設置予定箇所の施設専用利用権者と協議を行い、賃貸借契約等を締結すること。なお、原則その協議等に町は関与しない。

10 協議

- (1) 実施要領及び募集要項に定めのない事項については、適宜町と協議すること。
- (2) 事業において疑義が生じた事項については、町と協議のうえ対応すること。